

令和3年5月20日

野木町農業委員会第11回総会 会議録

野木町農業委員会

## 野木町農業委員会第11回総会 会議録

1. 開催日時 令和3年5月20日(木) 午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 第2会議室
3. 出席委員 9名
  - 会長 9番 黒 須 市 郎
  - 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
  - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
  - 3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
  - 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
  - 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 潮事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主事
5. 付議案件
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農用地利用集積計画の策定について
  - 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について
  - 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について
  - 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号該当証明について
  - 報告第4号 農業経営責任者変更届の受理報告について

「議 事」

事務局長 開会を宣言（午前10時）

議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。  
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。  
（異議なしの声あり）  
異議なしの声を受け、議席番号5番 針谷盛也委員、6番 須田啓一委員を指名した。書記には、尾崎主事を指名した。  
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第1号 受付番号6について説明。  
野木 1筆 1, 434㎡ 登記簿・現況ともに 田  
譲渡人 A 氏  
譲受人 B 氏  
権利の移転 売買による所有権移転  
事由の概要 農業経営規模拡大のため

議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

4番委員 5月13日、2番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員とB氏の立会いのもと現地調査を行った。  
本件は、A氏の労働力不足のため休耕となっていた農地を、以前から周辺の農地を作付けしていた、B氏の経営規模拡大による申請となる。  
なお、B氏は現在30町以上作付けをおこなっている、稲作農家であるため、何も問題はないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

7番委員 調査員の報告のとおり、問題ありません。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）  
質疑がないため、議案第1号 受付番号6について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第1号 受付番号7について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号 受付番号7について説明。  
南赤塚 1筆 2, 128㎡ 登記簿 山林・現況 畑  
譲渡人 C氏  
譲受人 D氏  
権利の移転 売買による所有権移転  
事由の概要 農業経営規模拡大のため

議長 南赤塚地区担当調査委員の報告を求めた。

8番委員 5月18日、3番委員、地元担当の5番委員、D氏と代理人立会いのもと現地調査を行った。  
本件は、C氏の労働力不足のため、近年周辺農地を購入しクローバーを作付けしているD氏の経営規模拡大による申請となる。  
D氏はクローバー畑で養蜂業を行っている。現在市販は行っていないが、今後規模を拡大して市販化を検討している。なお労働力は、夫婦の他に次男や以前の会社の従業員8人ほどがいるということのため、問題はないと思われる。また、申請地内に西側の麦畑への進入路があるため、麦畑の所有者には引き続き進入路をお使いくださいと伝えてあるとのことであった。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

5番委員 調査員の報告のとおり、問題ありません。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第1号 受付番号7について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第1号 受付番号12について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号 受付番号12について説明。  
野木 4筆 計5, 246㎡ 登記簿 畑・現況 田  
野木 1筆 4, 082㎡ 登記簿 畑・現況 田  
野木 1筆 766㎡ 登記簿 畑・現況 畑  
譲渡人 E、F、G氏  
譲受人 D氏  
権利の移転 売買による所有権移転

- 事由の概要 農業経営規模拡大のため  
野木地区担当調査委員の報告を求めた。
- 議長
- 2番委員 5月13日、4番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員とD氏立会  
いのもと現地調査を行った。  
現在、譲渡人は農業経営を行っておらず、保全管理も難しい状況のため  
D氏への売買へと至った。  
なお、D氏は近年、兼業農家として新規就農を開始した。また、今回の  
申請地はヨシが繁茂している状況であったため耕作できる状態にする  
のには時間がかかるであろう。  
そして、今回の申請においてはD氏が全部耕作要件を満たしているか確  
認が必要であったため併せて調査を行った。  
野木葦窪3787においては、全面道路の幅が狭く車を止めるスペース  
がないため一部に砂利を敷き駐車スペースを確保したとのことであっ  
たが、それでは農地を適切に利用できていないため改善を求めた。  
次に野木葦窪3787であるが、ここはひまわり団地内であるため今後  
栗や柿を植える予定であるとのことであった。  
次に野木くせ1101-5および接続地においては、一部麦の作付けを  
行ったが生育不良のため収穫ができなかったとのことであり、今後も麦  
の作付けを考えているとのことであった。
- 議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。
- 7番委員 調査員の報告のとおりであるが、ヨシ畑を作付けができる状態にするま  
では時間がかかると思われ、土地自体も低いため土盛りを考えている  
ようであった。また、近年で多くの農地を買い求めていることもあるの  
で、経過を見ていく必要があると思われる。
- 議長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第1号 受付番号12について許可することに  
賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の  
説明を求めた。
- 事務局 議案第2号 受付番号8について説明  
野木 1筆 673㎡ 登記簿 畑・現況 畑  
野木 1筆 1,691㎡ 登記簿 畑・現況 畑

野 木	1筆	2, 5 1 4 m <sup>2</sup>	登記簿	畑・現況	畑
野 木	1筆	5 7 2 m <sup>2</sup>	登記簿	畑・現況	畑
野 木	1筆	4 3 8 m <sup>2</sup>	登記簿	畑・現況	畑
野 木	1筆	3, 0 6 1 m <sup>2</sup>	登記簿	畑・現況	畑
譲渡人	I、J、K、L、M、N 氏				
譲受人	O 氏				
権利の移転	売買による所有権移転				
事由の概要	駐車場敷地				

議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

3 番委員 5月14日、6番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員とO氏の代理人と立会いのもと現地調査を行った。申請内容に関しては、事務局の説明のとおりであり、現地調査を踏まえても何ら問題はないと思われま  
す。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7 番委員 調査員の報告のとおり、問題ありません。

議 長 他に質疑がないか諮った。(質疑なし)  
質疑が無いため、議案第2号 受付番号8について許可することに賛成  
の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第2号 受付番号9について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第2号 受付番号9について説明。

川 田	2筆	計4 9 3 m <sup>2</sup>			
譲渡人	P 氏				
譲受人	Q、R 氏				
権利の移転	贈与による所有権移転				
事由の概要	住宅敷地				

議 長 川田地区担当調査員の報告を求めた。

1 番委員 5月11日、4番委員、地元担当の9番委員、地元推進委員と代理人の  
立会いのもと現地調査を行った。  
申請地は以前まで山林かしており森林法の手続きを踏んだうえで現在

は整地してある状態である。また、申請地は1種農地であるが、代替性がなく集落接続もとれることから許可にあたっては何ら問題ないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

9番委員 調査員の報告のとおり、問題ありません。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑が無いため、議案第2号 受付番号9について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第2号 受付番号10について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第2号 受付番号10について説明。  
野 木 1筆 300㎡  
譲渡人 S氏  
譲受人 T氏  
権利の移転 使用貸借権の設定  
事由の概要 住宅敷地

議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

1番委員 5月11日、5番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人の立会いのもと現地調査を行った。  
ひまわり団地内の2種農地であるが、代替性がなく集落接続もとれることから許可にあたっては何ら問題ないと思われる。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7番委員 調査員の報告のとおり、問題ありません。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑が無いため、議案第2号 受付番号10について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第2号 受付番号11について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号 受付番号11について説明。

野木 1筆 1,401㎡

譲渡人 U氏

譲受人 W氏

権利の移転 賃借権の設定

事由の概要 駐車場敷地

議長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

5番委員 町のイベントである、ひまわりフェスティバルの駐車場敷地として一時転用の申請になり、現地調査を踏まえても許可することに何ら問題はないと思われます。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7番委員 調査員の報告のとおり、問題ありません。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑が無いため、議案第2号 受付番号11について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第3号農用地利用集積計画について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第3号について説明

整理番号3-15

新規 南赤塚 32筆 計49,888㎡ 現況 田及び畑

設定する者 X氏

設定を受ける者 Y氏

期間 令和3年6月1日から令和13年5月31日

利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-16

新規 南赤塚、中谷 2筆 計4,807㎡ 現況 田

設定する者 Z氏

設定を受ける者 AA氏

期間 令和3年6月1日から令和5年4月30日

利用権の種類 賃借権



借賃 10aあたり水道、電気代等の維持管理費相当額  
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号3-17

更新 佐川野 7筆 計4,339㎡ 現況 畑  
設定する者 AB氏  
設定を受ける者 AC氏  
期間 令和3年6月1日から令和13年5月31日  
利用権の種類 貸借権  
借賃 10aあたり3,000円  
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

整理番号3-18

新規 佐川野 3筆 計3,231㎡ 現況 田及び畑  
設定する者 AD氏  
設定を受ける者 AC氏  
期間 令和3年6月1日から令和13年5月31日  
利用権の種類 使用貸借権

整理番号3-19

新規 友沼 6筆 計13,932㎡ 現況 田  
設定する者 AE氏  
設定を受ける者 AF氏  
期間 令和3年6月1日から令和13年5月31日  
利用権の種類 貸借権  
借賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

議長

質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑が無いため、議案第3号について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め承認することを告げた。

次に、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局

報告第1号について説明。

受付番号3

友沼 1筆 3.96㎡ 登記簿・現況ともに 畑

譲渡人 AG 氏  
譲受人 AH 氏  
事由の概要 住宅敷地  
移転の内容 交換による所有権移転

受付番号 4

友 沼 1筆 11.00m<sup>2</sup> 登記簿・現況ともに 畑  
譲渡人 AH 氏  
譲受人 AG 氏  
事由の概要 アパート敷地  
移転の内容 交換による所有権移転

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事 務 局

報告第2号について説明。

受付番号 11

友 沼 2筆 計9,451m<sup>2</sup> 現況 田  
賃貸人 AI 氏  
賃借人 AJ 氏  
解約理由 賃借人の都合による  
合意解約日 令和3年4月12日

受付番号 18

野 木 1筆 5,186m<sup>2</sup> 現況 田  
賃貸人 AK 氏  
賃借人 B 氏  
解約理由 賃貸人の都合による  
合意解約日 令和3年4月19日

受付番号 21

野 木 1筆 582m<sup>2</sup> 現況 畑  
賃貸人 AL、AM、AN 氏  
賃借人 AO 氏  
解約理由 賃貸人の都合による  
合意解約日 令和3年4月23日

議 長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第3号農地法施行規則第29条第1号該当証明について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第3号について説明。  
川 田 1筆 166㎡ 登記簿・現況共に畑  
届出人 AP 氏  
事由の概要 農機具格納庫

議 長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第4号農業経営責任者変更届の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第4号について説明。  
届出人 AQ 氏  
変更前の経営責任者 AR 氏  
変更後の経営責任者 AS 氏  
変更理由 高齢のため

議 長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げた。  
議案第1号から第3号、報告1号から第4号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。(別になしの声あり)  
他に何かあるか諮った。

7番委員 近年、非農家からの新規就農者が規模拡大をはかっていることが見受けられるので、今後経過を見守っていく必要があると思うのでよろしくをお願いします。

議 長 他に何かあるか諮った(別になしの声あり)  
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前11時40分)